

I はじめに

1. 放送倫理検証委員会の役割

放送倫理検証委員会は、放送倫理・番組向上機構（BPO=Broadcasting Ethics & Program Improvement Organization）が掲げる「正確な放送と放送倫理の高揚に寄与すること」という目的を効果的に達成するために、あらたに設立された。

近年、放送界の不祥事が相次ぎ、放送への信頼が揺らいでいる。そうしたなか、言論と表現の自由を確保しながら、いかに放送倫理を自覚し、番組の質を高め、視聴者の信頼を勝ち得ていくかは、現在の放送界だけでなく、この国の民主主義および社会と文化の未来をも左右する重要な課題と言わなければならない。

一方、日本の放送界は、放送法と電波法によって直接に行政の監理下に置かれ、折々に行政指導を受ける、という特殊な環境にある。欧米民主主義国などではどこも、政府から相当程度独立した規制機関が設置されているが、日本の場合、ロシア、中国、北朝鮮などと同様、公権力を監視すべき放送メディアが、公権力によってじかに監理監督される、という状態がつづいている。こうしたいびつな状態を是正していくためにも、放送界がみずからを律し、多様・多彩な放送活動を通じて、視聴者から信頼され、支持されることがますます大切になる。

委員会は、こうした時代的・社会的要請に応えるために、第三者の中立的立場から、放送番組や放送倫理のあり方について検証し、放送局とその関係者に提言するなどの活動を行なう機関として設立されたものである。

BPOは委員会の「運営規則」を策定し、各放送事業者とのあいだで「調査への応諾」や「勧告の遵守と周知」、さらには「再発防止計画の提出」等を定めた「放送倫理検証委員会に関する合意書」を取り交わした。これらの準備過程を経て、委員会は2007年5月23日に第1回の委員会を開催するに至った。

もとより「倫理」は、外部から押しつけられるものではなく、内発的に生まれ、自律的に実践されることによって鍛えられるものである。放送倫理も例外ではない。放送倫理は、放送に携わるすべての人々が日々の仕事のなかで自覚し、内部統制の制度や番組制作のガイドラインとして現実化され、具体的な場で活かすことを通じて、番組の質として現われてくる。放送界が放送倫理と番組の質的向上のたゆまぬ努力をかさね、多様・多彩な放送活動をより自由に行なうよう促すこと——委員会がめざすのは、この一点である。

今般、こうした理念と運営規則と合意書に基づいて委員会が検討したのは、(株)東京放送（以下、TBSと呼ぶ）の番組『みのもんたの朝ズバッ！』（以下、『朝ズバッ！』と略称することもある）が行なった(株)不二家に関する放送である。委員会はこの放送に、放送倫理上の問題があったのではないかと判断し、種々の資料を検討する

とともに、関係者のヒアリング（事情聴取）を行ない、その結果を明らかにすることにした。

これは委員会が行なった最初の活動であるが、その内容に入る前に、委員会が行なう活動の種類、それぞれの中身、判断の意味等について、委員会の運営規則に沿ってあらかじめ明らかにし、この報告書を理解するための一助としておきたい。

2. 「審議」と「審理」の区別

委員会の活動は、運営規則第2章に「放送倫理および番組の向上に関する審議」とあり、第3章に「虚偽の放送に関する審理」とあるように、2つに大別される。両者のちがいが、各章標題の「審議」と「審理」という言葉の相違に表わされていることに留意していただきたい。

第2章第4条に定められた「放送倫理および番組の向上に関する審議」には、こう述べられている。

第4条「委員会は、放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるため、放送番組の取材・制作のあり方や番組内容などに関する問題について審議する」

これはわかりやすく言うと、例えば「バラエティー番組と視聴者意見」「政治報道のあり方」「制作委託契約の現状」等々と、放送界全体に共通するテーマを設定し、その現実や問題点を検討することである。場合によっては、放送局とその関係者に、あるいは広く一般に委員会の意見を公表することもある。

こうした検討をするための素材として、委員会は、放送局に放送済みの番組テープや関連資料の提出を求めたり、参考人を招いて意見交換などをすることもあるが、あくまでそれは上記のような各テーマについて放送倫理の観点から「審議」し、そこで出された論点や意見を参考に、放送界全体が放送倫理と番組の質的向上に取り組んでいただくための啓発的な活動である、と言ってよい。

*

これに対し、「審理」は、第3章の標題に「虚偽の放送に関する審理」とあるように、委員会が「虚偽」の疑いがあると判断した特定の番組について、その制作過程にまでさかのぼって検証する活動である。

運営規則第3章第5条は、こう述べている。

第5条「委員会は、虚偽の疑いがある番組が放送されたことにより、視聴者に著しい誤解を与えた疑いがあると判断した場合、その番組（以下「対象番組」という）について放送倫理上問題があったか否かの審理を行うことを決定する（以下、略）」

何が虚偽であり、何が虚偽でないか、を判断するのは、じつは簡単なことではない。虚偽にも、存在しなかった事実をあたかも存在したかのように作り出す「捏造」や「やらせ」に類する虚偽もあれば、番組制作者の誤解や過失によって、結果的に虚偽にな

ってしまうものもあるだろう。あるいは、虚偽と過剰演出と一般的演出との区別も、なかなか一筋縄ではいかない。

だからこそ、機械的に判断するのではなく、十分な審理が必要になる。たんに虚偽か否かを決めるだけでなく、その虚偽が「視聴者に著しい誤解を与えた」かどうかについても検討し、総合的・理知的に審理しなければならない。放送が、深く社会や文化に関わる事業活動であることを考えれば、これは当然のことである。

今般、委員会はこの規則に基づいて、TBS『朝ズバッ!』が「視聴者に著しい誤解を与え」るような「虚偽の疑いのある番組」を放送したのではないかと考え、その制作から放送までの過程に、どのような放送倫理上の問題があったのかを「審理」することにしたのである。

第6条は、委員会が「審理」をするに当たって、「対象番組を制作・放送した放送事業者および関係者に対し、調査・報告および放送済みテープ等関連資料の提出を求めることができる」こと、また「事情聴取（ヒアリング）を行うことができる」こと、等を定めている。今回、委員会はこの第6条に基づき、TBSに関連資料の提出を求めるとともに、関係者からのヒアリングを行なった。

3. 「見解」と「勧告」のちがい

委員会がこうして行なった審理の結果については、「見解」または「勧告」として当該放送事業者へ通知され、また一般にも公表される。そのことを定めたのが、運営規則の第8条と第9条である。

第8条「委員会は、対象番組の放送内容に放送倫理上問題があったか否かについて審理し、放送倫理上の問題点を『勧告』または『見解』としてとりまとめ、当該放送事業者およびその放送番組審議会に書面により通知し、公表する（以下、略）」

第9条「委員会は、『勧告』または『見解』の中で、当該放送事業者に対し、再発防止計画の提出を求めることができる（以下、略）」

条文からだけではわかりにくいですが、一般的な字義上も、「見解」が「ものごとの見方や考え方」であるのに対し、「勧告」は「あることをするよう説き勧める」の意味であり、「勧告」のほうがより強い働きかけの意味を持っている。「勧告」も当然ながら、委員会の「見解」に基づいて行なわれるものだが、たんにある見方や考え方を示すにとどまらず、さらにいっそうの根本的な対策を求めるものである。

いずれにせよ、委員会は機械的に対応するのではなく、事例の態様や影響の大きさ等を注意深く見極め、当該放送局だけでなく、放送界全体の放送倫理と番組の質の向上に役立てられるよう、真剣に「審理」に臨みたいと考えている。